

あま市  
移住支援金事業補助金申請の手引き  
2026 年度版

あま市  
商工観光課

## 目 次

	頁
1 移住支援事業補助金とは .....	3
2 移住元要件 .....	3
3 移住先要件 .....	5
4 移住支援事業補助金の額 .....	7
5 申請書類 .....	8
6 交付の条件 .....	9
7 移住支援事業補助金の返還 .....	9
8 申請の期限 .....	10
9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法 .....	11

## 1 移住支援事業補助金とは

移住支援事業補助金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）からあま市へ移住し、移住支援事業補助金対象求人<sup>※1</sup>に就業した方等に、国・愛知県・あま市が共同で移住支援事業補助金を交付する制度です。

本制度は、次の「2 移住元要件」と「3 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。

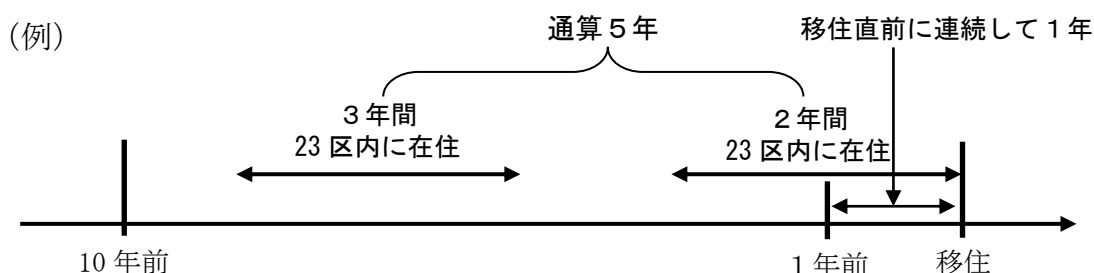
なお、起業で移住された方は、愛知県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」の交付決定を受けていることが要件です。手続きに関しては、個別に「9 問合せ先」までお問合せください。

## 2 移住元要件

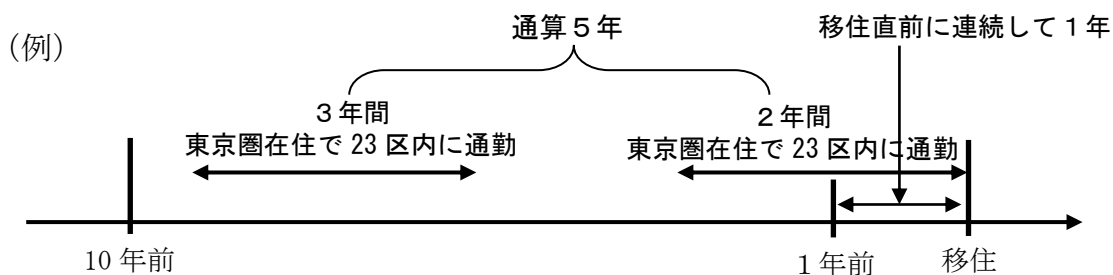
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当すること。

**ア あま市**へ移住<sup>※1</sup>する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」

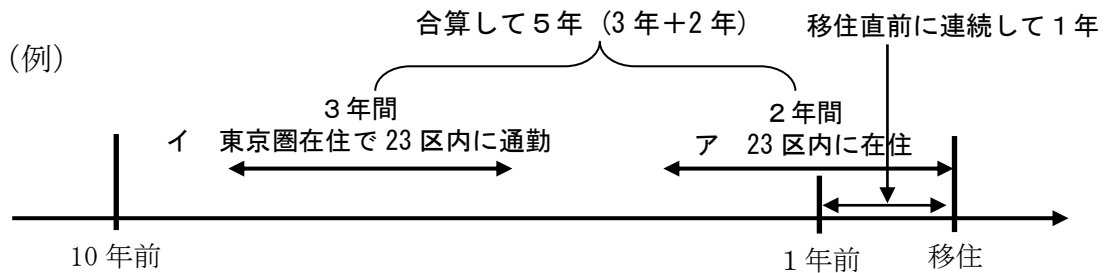


**イ あま市**へ移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域<sup>※2</sup>以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」

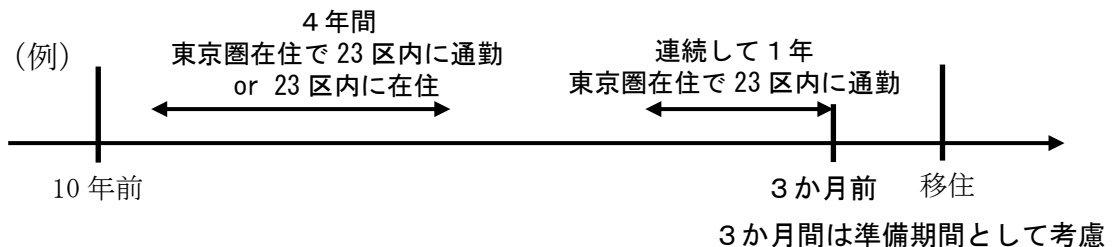


（注 1）「ア 東京 23 区内に在住していたこと」と「イ 東京 23 区以外の東京圏のうちの

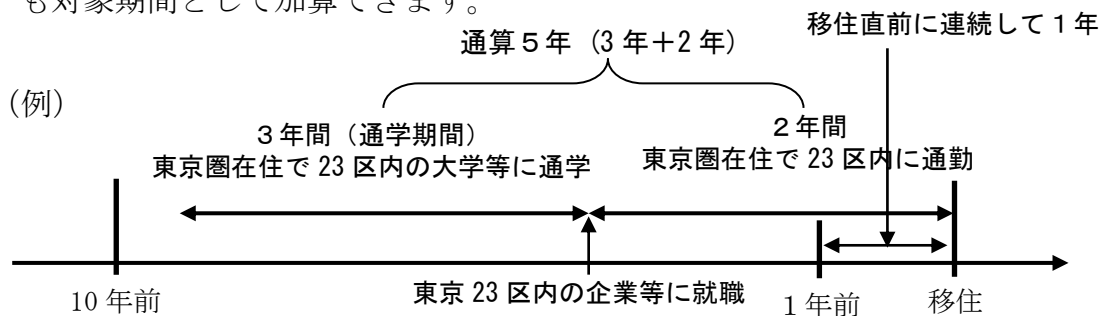
条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上」を満たしても対象となります。



**(注 2)** 「移住する直前に連続して 1 年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「1 年以上」の期間については、移住する 3 か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3 か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります。)



**(注 3)** 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間(修業年限を上限)も対象期間として加算できます。



※ 1 「移住」とは、住民票をあま市に異動し、生活の本拠をあま市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※ 2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

**(2) 次のア～ウの全てに該当すること。**

- ア** 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ** 日本人である、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ** その他愛知県又はあま市が移住支援事業補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

### **3 移住先要件**

---

次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

- (1) 『①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- (2) 『①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業（専門人材）』
- (3) 『①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』
- (4) 『①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』

**① 移住に関する要件**

次のア、イの両方に該当すること。

- ア** 移住支援事業補助金の申請時において、1年以内であること。
- イ** あま市に、移住支援事業補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

**② 就業に関する要件（一般の場合）**

次のア～クの全てに該当すること。

- ア** 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ** 転入日時時点で満50歳以下であること。
- ウ** 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援事業補助金の対象としてマッチングサイト※3に掲載している求人であること。
- エ** 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- オ** 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、かつ、申請時において当該法人等に就業していること。
- カ** 求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が移住支援事業補助金の対象として掲載された日以降であること。
- キ** 就業した当該法人等に、移住支援事業補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ク** 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

こと。

※3 「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいちUIJターン支援センター」のWebページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

### ③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、**次のア～オの全てに該当すること。**

- ア 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において就業していること。
- ウ 当該就業先において、移住支援事業補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

### ④ テレワークに関する要件

**次のア～ウに該当すること。**

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票をあま市に異動した場合であって、あま市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。
- ウ 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業していること。(ただし、申請者が法人の代表者や個人事業主等の場合、雇用保険被保険者でない者も支給対象とする。)

### ⑤ 関係人口に関する要件

**次のア、イの両方に該当すること。**

- ア あま市に過去継続して3年以上居住していること。
- イ 農林水産業に就業する者または、あま市内で事業をしている者の2親等以内

の親族で、当該事業を承継する者。

## 4 移住支援事業補助金の額

移住支援事業補助金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※4での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※5	18歳未満の者一人につき100万円を加算

※4 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※5 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

- ・2022年4月1日以降の移住者が対象となります。
- ・子育て加算額は、2023年3月31日までの移住者は子供1人当たり30万円、2023年4月1日以降の移住者は子供1人当たり100万円です。
- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます(ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象)。
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

## 5 申請書類

移住支援事業補助金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

### (1) すべての方が提出

- あま市移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- あま市移住支援事業補助金の交付申請に係る誓約事項（別紙1）
- あま市移住支援事業に係る個人情報の取扱い（別紙2）
- 委任状（該当者のみ）
- 写真付き身分証明書の写し  
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等
- 住民票  
※本市が発行した世帯全員の住民票の写し及び本市へ転入する直前に居住していた市区町村が発行した世帯全員の住民票の除票の写し

### <移住先の形態等で該当するものを提出>

#### ① 就業の場合

- 退職証明書（様式第2号）
- 就業証明書（様式第3号）
- 雇用保険の被保険者証

#### ② テレワークの場合

- 就業証明書（様式第3号の2又は様式第3号の3）
- 雇用保険の被保険者証

#### ③ 起業する場合

- あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定通知の写

#### ④ 関係人口の場合

- あま市に過去継続して3年以上の居住歴を確認できる書類  
例：戸籍の附票の写し、住民票の除票の写し等
- 農林水産業もしくは家業等へ就業していることを確認できる書類  
例：就業証明書（様式第3号）、認定農業者認定書の写し又は認定新規就農者認定書の写し、勤務地や勤務時間等の労働条件が確認できる書類（労働条件通知書の写し、雇用保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し、農業経営改善計画の写し、青年等就農計画の写し又は家族経営協定書の写し）、青

色事業専従者給与に関する届出書又は開業届の写し等

**(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ**

- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類  
例：就業証明書、退職証明書等

**(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ**

- 移住元での在勤地を確認できる書類  
例：開業届出済証明書等
- 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認するため）

**(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ**

**(注) 通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ**

- 在学期間や卒業校を確認できる書類  
例：卒業証明書、成績証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類  
例：就業証明書、退職証明書等

## 6 交付の条件

---

- (1) 移住支援事業補助金の申請日から5年以内に住所の変更があった場合、または移住支援事業補助金の申請日から1年以内に就業先（勤務地）の変更があった場合は、速やかにあま市に報告してその指示を受けること。
- (2) 移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、愛知県及びあま市から求められた場合には、それに応じること。

## 7 移住支援事業補助金の返還

---

次の区分のいずれかに該当する場合は、移住支援事業補助金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市町村長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

**(1) 全額の返還**

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援事業補助金の申請日から3年未満にあま市から転出した場合

- ウ 移住支援事業補助金の申請日から1年以内に移住支援事業補助金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
- エ 愛知県から、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

(2) **半額の返還**

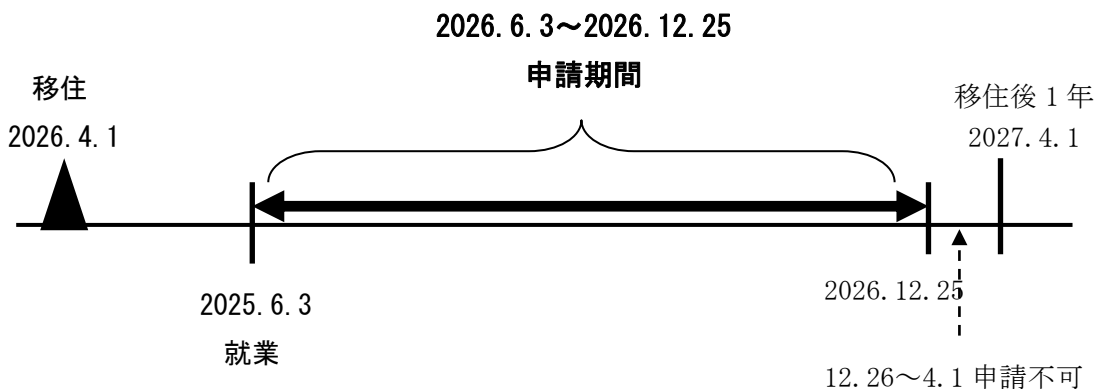
移住支援事業補助金の申請日から3年以上5年以内にあま市から転出した場合

## 8 申請の期限

**2026年12月25日（金）**までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

○ **2026年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合**



## 9 問合せ先・申請書の提出先、提出方法

(1) **問合せ先・申請書の提出先**

あま市役所 建設産業部 商工観光課  
 〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地  
 電話番号：052-441-7118 E-mail：shoko@city.ama.lg.jp

(2) **提出方法**

窓口へ直接提出又は郵送  
 ※ FAXやE-Mailでの提出は不可